

火災共済のしおり

全国電力生活協同組合連合会

最高 4,500万円の保障!

建物
最高3,000万円(300□)
動産
最高1,500万円(150□)

手頃な掛金!

非耐火建物
1□あたり年額90円
耐火建物
1□あたり年額50円



幅広い保障!

火災、風水雪害、雷、雹などによる
被害を火災等共済金で保障!
(1,000円以上の被害から保障)

地震・噴火・津波による被害も
地震等共済金で保障!

手続きが簡単!

契約内容の変更がない限り、
満期がきても前年度契約内容で
更新され、手続きは不要。

組合員は退職後も継続可能!

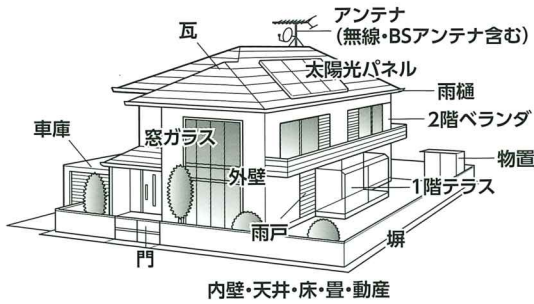


電源開発生活協同組合

〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1 TEL. 03-3546-6082 FAX. 03-3546-9425

全国電力生協連(以下、当会)の共済代理店(会員生協)は、組合員と当会の共済契約締結の媒介を行う者で、共済契約締結の代理権はありません。
したがって共済契約は、組合員からの共済契約のお申込みに対して当会が承諾したときに有効に成立します。

全国電力生協連火災共済 支払対象【例】



火災共済の保障範囲

火災等共済金

火災(消防冠水・破壊含む)、風水雪害、落雷、雹害、凍害、破裂、爆発、突発的な第三者行為による被害(空巢や車の当て逃げによる被害など)の場合に火災等共済金をお支払いします。

罹災内容 被害割合	火災	風水雪害・雷・雹・凍害	その他の災害
	・火災 ・落雷により生じた火災 ・消防破壊 ・消防冠水 ・消防又は退避に必要な措置	・暴風雨、旋風、突風、台風による被害 ・高波、高潮及び洪水による被害 ・床上浸水 ・降雪、雪崩れによる被害 ・落雷により生じた火災以外の被害 ・降雹による被害 ・低温による凍結が原因の被害	・工場、コンビニート等の爆発・爆風の被害 ・外部からの物体による接触等の被害 ・突発的な第三者行為による被害(空き巣による窓ガラス破損被害、車の当て逃げ等) ※盗難品は対象外 ※警察の届出が必須
70%以上(全焼・全壊)	100,000円	100,000円	12,000円
60%以上 70%未満	90,000円	36,000円	10,800円
50 // 60% //	80,000円	32,000円	9,600円
40 // 50% //	70,000円	28,000円	8,400円
30 // 40% //	60,000円	24,000円	7,200円
20 // 30% //	50,000円	20,000円	6,000円
10 // 20% //	40,000円	16,000円	4,800円
10%未満(小被害)	30,000円	12,000円	3,600円

臨時費用火災等共済金

火災事故の場合、臨時費用火災等共済金として共済金の15%(200万円を限度)をお支払いします。
火災等共済金と臨時費用火災等共済金の合計額が契約金額を超えてもお支払いします。

地震等共済金(定額払い)

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流出によって、共済の対象である**建物が損害を受けた場合**に地震等共済金をお支払します。

損害区分 (損壊割合)	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
契約口数 (建物+動産)	(50%以上)	(40%以上 50%未満)	(20%以上 40%未満)	(20%未満)
301口～450口	300万円	200万円	150万円	7万円
151口～300口	200万円	150万円	100万円	5万円
51口～150口	10万円	7万円	5万円	3万円
1口～50口	5万円	3万円	2万円	1万円

※動産のみの加入者でも地震等で建物被害があった場合は、地震等共済金のお支払い対象です。

※損害の区分は、平成13年6月28日府政第518号「災害の被害認定基準」に準じます。

特例物件

特例物件	共済金 最高限度額	備考
建物 門、塀、車庫、物置 (家屋と同一敷地内にあるものに限り)	300,000円	各300,000円限度 物置・車庫は、テント張り(ビニールシート等含む。)を除く
太陽光発電装置	300,000円	モジュール、架台、パワコン、モニター、蓄電池等合わせて300,000円を限度
動産 アンテナ	50,000円	VHF、UHF、BS、CS、パラボラ、無線、FM、お遊びブースター、合わせて50,000円を限度
仏壇、神棚	300,000円	合わせて300,000円限度
エンジン、モーターの付いた動産 (芝刈機、除雪機、耕運機等)	300,000円	合わせて300,000円限度 ただし、営業用、自動車保険対象のものは対象外とする

※建物・動産それぞれ、加入口数が20口未満の場合は、共済金最高限度額が口数に応じて比例減額となります。

※特例物件の共済金は①被害割合に応じた1口あたりの共済金限度額×口数、②損害額、③共済金最高限度額のうち、最も少ない金額になります。

※太陽光発電装置については、全量売電の場合、対象外です。

この「しおり」は火災共済の概要を説明しています。

掛金(年間)と保障額

構造区分	1口あたりの年間掛金	1口あたりの保障限度額
非耐火	90円	100,000円の範囲内
耐火	50円	

契約基準と限度口数

	契約基準	限度口数	最高保障額
建物	1坪※あたり8口	300口	3,000万円
動産	1人につき50口	150口	1,500万円
合 計		450口	4,500万円

※1坪は3.3㎡で計算してください。(坪数の小数点以下は、切り上げ)

① 建物の「構造区分」をご確認ください。

火災共済では、一般の火災保険の耐火基準とは異なる、独自の構造区分を設けています。外壁のすべてにコンクリート製材を使用している建物は、耐火構造としてお引受します。尚、省令準耐火建築物は「非耐火」です。

「耐火」契約を申込みの場合は、建物仕様書(写)、建築確認書(写)等、外壁構造が確認できる資料をご提出ください。マンション・アパート等で「4階以上の建物」の場合は書類提出は不要です。

構造区分	外壁のつくり
耐火	●コンクリート ●コンクリートブロック ●レンガ・石・土蔵 ●コンクリート系(ALC、パワーボードなど)
非耐火	●モルタル塗り、漆喰塗り ●セラミック、窯業系、石膏ボード ●サイディング、タイル、カルシウム板 ●金属板、ガラス など

加入できる契約

火災共済は、組合員一人につき、2軒まで契約できます。(A契約、B契約は便宜上の区別です。)

建物の所有者、居住者により加入できる口数の限度は異なります。

建物の所有者	居住者	建物 (限度口数)	動産 (限度口数)	備考
組合員または家族※	組合員または家族※	300口	150口	・別荘は加入可
	その他(上記以外)	300口	—	・営利目的(貸家等)の場合は加入不可 ・空き家の場合は、管理実態があれば加入可
その他	組合員または家族※	—	150口	(例) 子どもの就学に伴い、組合員居住地より遠隔地で借家住まいの場合

※家族とは、①扶養している親族または扶養されている親族 ②組合員と生計を一にしている親族(勤務、就学、療養の都合上、日常生活を共にしていなくても生活費、学費、療養費などの仕送りや送金が常に行われている場合を含む)をさします。

共済の対象に含まれないもの

① 建物

・所有するアパート、営業用店舗、その他これらに類する部分
(居住専用部分を除く)

② 動産

- ・通貨、有価証券、印紙、切手、その他これらに類する物
- ・貴金属、宝石、宝玉、貴重品、美術品たる書画、彫刻物、その他これらに類する物
- ・稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿、その他これらに類する物
- ・動物、植物、その他これらに類する物
- ・営業用の商品、半製品、原材料、営業用什器設備
- ・食用品、食料、飲料品、燃料の類
- ・自動車(原付・自動二輪を含む)

共済金を支払わない主な損害

- (1)故意または重大な過失によって生じた損害
- (2)住宅の欠陥や自然の消耗または劣化による損害
- (3)土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- (4)災害を受けた際の盗難、紛失による損害
- (5)動物等の巣・習性、植物等が原因の損害

※損害の発生および拡大防止の努力義務を怠った場合は、共済金のお支払ができないことがあります。
※災害発生した日の翌日から3年を経過したときに時効は成立し、共済金の請求権は消滅します。

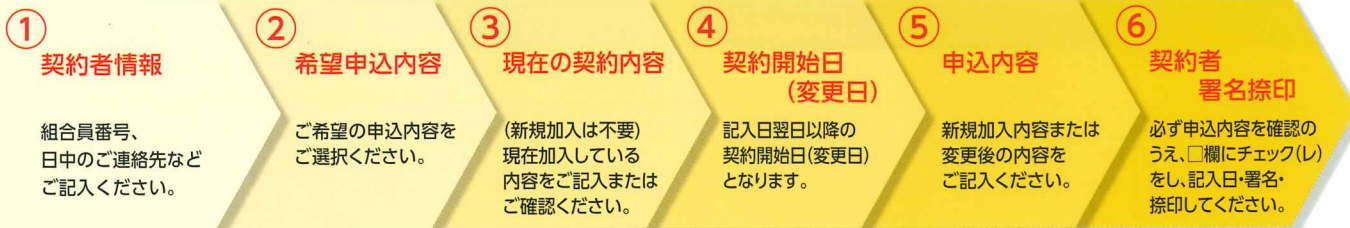
重複保険時の取扱いについて

他の火災保険と重複している(重複保険)場合、罹災時に複数の保険会社等に請求しても、法令により損害額以上の保険金・共済金を受け取れるものではありませんので、ご注意ください。

ご契約の際には「重要事項説明書」を必ずご確認ください。

【申込書記載手順】

必ず①～⑤を確認のうえ、お申込みください!!



① 契約者情報

組合員番号	日中連絡先	-	-
フリガナ	携帯 TEL	-	-
氏名			
所属			

② 希望申込内容に○をしてください

③ 現在の契約内容

共済期間	年	月	日	～	年	月	日
A 契約							
住所	〒						
保障内容	構造	建物	動産	合計	延坪数	居住人数	居住者
他の保険契約	※居住者、所有者の表示が「組合員」の場合、家族を含みます。						
B 契約							
住所	〒						
保障内容	構造	建物	動産	合計	延坪数	居住人数	居住者
他の保険契約	※居住者、所有者の表示が「組合員」の場合、家族を含みます。						

④ 契約開始日(変更日)を記入してください

20 年 月 日 午前 0 時より

⑤ 申込内容

新規加入内容または変更後の内容をご記入ください。

⑥ 契約者署名捺印

必ず申込内容を確認のうえ、□欄にチェック(レ)をし、記入日・署名・捺印してください。

掛金早見表(1口当たりの掛金:単位:円)

受付日	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
未経過月数	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	13	12
掛金 (円/口)	非耐火	82.5	75.0	67.5	60.0	52.5	45.0	37.5	30.0	22.5	15.0	97.5
	耐火	46.0	42.0	37.5	33.5	29.5	25.0	21.0	17.0	12.5	8.5	54.5

※口数により合計額に端数が生じた場合は1円単位に切り上げます。

共済掛金の払込方法

【新規・変更】

- 原則、電発生協ゴールドカードでの決済となります。
- カードが無い場合等、やむを得ない場合は以下の決済方法もご利用いただけます。
- 現金または生協口座へ振込み（契約開始日の前日まで）

【更新】

- 翌年以降は、6月に掛金を給与より引落とし、7月1日を保障開始とする1年ごとの更新契約になります。
- 2項組合員の方は、ご登録いただいたクレジットカードにより決済となります。